

(案)

第2次紀の川市立図書館基本計画

令和 年 月

紀の川市教育委員会

目 次

I. 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景 1
 - 2. 基本的な考え方 3
-
-

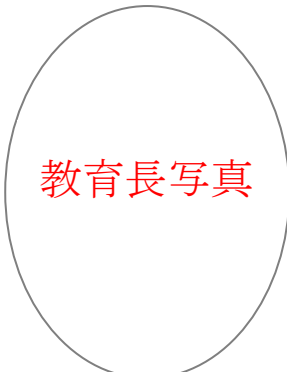
II. 図書館サービスについて

- 1. 図書館基本サービスについて 5
 - 2. あらゆる人々へのサービスについて 7
 - 3. 図書館ネットワークサービスについて 9
-
-

III. 図書館管理運営体制について

- 1. 管理運営計画 11
- 2. 管理運営の組織体制 11
- 3. 進行管理及び評価 13

はじめに



教育長写真

本市は平成１９年に「生涯学習のまち紀の川市」を宣言し「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに「学び」を通じて、地域の連帯感と地域力の向上をめざした生涯学習の機会の提供に取り組んでまいりました。また、平成３１年には「第２次紀の川市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習への取り組みをなお一層推進してまいりました。

日本における最初の図書館とされるのは７０１年大宝律令の中に定められた図書寮（ずしりょう）

です。それ以来長い歴史の中、どんな時代にも図書館は存在しました。なぜ、図書館が存在し得たのでしょうか。人間は頭の中にしまいきれない記憶・知識・知恵を書物として蓄え、必要な時に取り出し活用できる環境を作り出してきたといわれます。それらの記憶・知識・知恵の宝庫が図書館なのです。

時代は変わり今、人類史上、最も情報を手に入れやすい時代を私たちは生きています。容易に手に入れられるようになった情報を、自らの知識に変換し、さらにはどのように活用するのかが求められます。

平成２７年に策定しました紀の川市立図書館基本計画に基づき図書館運営を行ってまいりました。近年多様化する様々な市民ニーズの変化に鑑み、このたび、第２次の計画を策定し、本計画に沿って事業を実施することで、より一層の図書館サービスの充実を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、ご尽力いただきました皆様方に心より感謝申し上げます。

紀の川市 教育長 貴志 康弘

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の経緯及び目的

紀の川市では平成26年4月に紀の川市生涯学習推進計画（平成26年度から平成30年度までの5ヶ年計画）が策定されました。

その推進計画をベースに少子高齢化・IT化等の社会情勢の変化、市民のニーズの変化を反映した「紀の川市生涯学習振興計画」が年度毎に策定されています。

市立図書館については、平成17年の市町村合併後、旧町1館ずつ合計5館の図書館で運営してきましたが、平成27年度に河北図書館と河南図書館の2館に統合しました。それと同時に、今後の図書館運営のあり方を描いた図書館基本計画を策定し、本計画に沿って図書館事業を実施してきました。

平成27年度には、図書館利用が困難な方へのサービスとして、各地区公民館や各支所の窓口における予約資料の貸出サービス等を開始しました。平成28年度には、子供読書活動の実態調査アンケートを実施し「紀の川市子供読書活動推進計画」を策定したことにより、特に学校図書館との連携や支援を強化してきました。

また、平成31年度には、図書館法及び紀の川市教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則に基づき、図書館長の諮問に応じ図書館運営について協議する機関として、図書館協議会を設置しました。ここにおいて、専門の委員の皆様から図書館の運営について深く議論を重ねていただく機会を設けることができました。

こうして、計画の策定から5カ年を経過し、さらなるサービスの充実を図るとともに、新たに見えてきた検討課題を明確にするため、このたび第2次紀の川市立図書館基本計画を策定します。

高度情報化、国際化、少子高齢化など社会的状況の著しい変化の中、市民生活にも様々な課題が生じてきています。「図書館のありかた」でまちが変わるとまで言われている昨今、今以上に市民一人ひとりに役立つ情報や、本に接する楽しみを提供し、資料を活用し利用者に応える図書館が必要です。

紀の川市の図書館においても、図書館運営の内容を充実させ、図書館利用者の利便性の向上や、他施設・他機関との連携、市民との協働を推進し、まちの中に人の集いと交流を促し、人が育ち、また、育った人が次の世代を育てていく、そして人と人、人と本、人とまちがつながり、この歩みが止まることのない文化の発信源として「市民とともに成長する図書館」をめざしこの基本計画

を策定します。

また、この基本計画は第2次紀の川市生涯学習推進計画に依拠して見直しを行なっています。

（２）図書館をめぐる法整備等の動き

これからの図書館が担うべき役割や使命を明確にするため、国は数々の関連法の整備や提言を行ってきました。すべての国民が文字・活字の恵みを楽しめる環境の整備を求める「文字・活字文化振興法」が平成17年に成立し、市町村に公立図書館設置の努力義務が課せられ、国及び地方公共団体は、司書等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずることなどが規定されました。

その後、平成18年4月、文部科学省から「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」において、地域の情報拠点として、地域住民にとって役立つ図書館像を目指すべきであるとした指針が示されています。

また、平成18年12月の教育基本法改正を受け、平成19年に学校教育法等教育関連三法、平成20年6月には社会教育法と図書館法が改正されました。図書館法の改正は、図書館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加しています。また、図書館の健全な発展を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を新たに定め、公共図書館運営の評価と改善、及び運営状況に関する積極的な情報提供について新たに規定しています。さらに、国民の読書活動に関わる法整備も進み、平成26年には学校図書館法が一部改正され、令和元年には読書バリアフリー法が成立しています。

社会全体を取り巻く課題として、新型コロナウイルス感染症への対策が講じられ、新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するための行動指針として「新しい生活様式」が公表されました。図書館施設においても関連ガイドライン等を遵守しながら図書館サービスを実施していくことが求められています。

2. 基本的な考え方

(1) 基本理念

生涯学習における中核的な社会教育施設として、多様化する市民一人ひとりの生涯学習を支援するため、図書館資料の収集・活用と機関紙やインターネットによる情報提供を行い、市民が「ちょっと図書館に寄ってみよう」「図書館に行ったら何かあるかも」「図書館へまた行ってみたい」と思ってもらえる図書館をめざします。

(2) 基本目標

●情報発信源としての図書館

図書館は、地域の情報発信源であり、図書館に行けばあらゆる種類の知識と情報が得られる市民に頼られる存在でなければなりません。市民の求める資料・情報を収集して提供し続ける図書館活動をめざします。

●施設の整備と改革を図る図書館

サービスの問題点・課題・現状を把握し、利用者の利便性を追求した図書館運営を図ります。

また、河北図書館・河南図書館がそれぞれに特徴を持った図書館運営を図ります。

●河北図書館（ひこぼし）

気軽に立ち寄れ、市民が集える多目的な場所としての図書館づくりをめざします。

豊富な蔵書を生かして市民の調査研究活動を支援し、市民に開かれた図書館運営を図ります。読書から発展した自由で自発的な学習会、研究会、各種講座は打田生涯学習センターを利用して、より一層読書による学習意欲や市民意識向上の醸成に努めます。

◆利用者が滞在しやすい環境づくりを図ります。

◆市民の幅広い調査研究活動を支援するため、職員の専門性を高めるとともに、県立図書館等との連携をさらに深め調査機能の向上に努めます。

◆入口ホールを学習もできるスペースとし、市民の学習活動を支援します。

◆野外デッキを活用し、本を媒体として市民が集える空間に整備します。
（机、いすを置き多少の飲食が可能なスペースの確保を検討します。）

- ◆図書館入口を明るくし、利用者が安らぎや温かみを感じられる親しみやすい環境を作ります。
- ◆打田生涯学習センターとの併設施設の特性を活かしたイベント等を実施します。
- ◆老朽化した部分の修繕および改修を計画的に実施し、利用者の利便性を高めます。

●河南図書館（おりひめ）

資料を収集、整理、保存し、市民の読書を支援するという役割だけに止まらず、市民が必要とする生活や仕事、進学、就職活動、地域課題解決などの支援等、市民の学びと自立を支える図書館運営を図ります。また、子供たちの読書環境づくりを進めるにあたり、利用者への理解を促し、子育て世代への支援の強化を図ります。

ソフト・ハード両面において、市民の学習活動を支援するための工夫を図り、積極的に改善していきます。

- ◆閲覧スペース・書架間スペース・学習スペース等を確保した図書館運営を図ります。
- ◆滞在型図書館をめざし、快適で利用しやすい環境づくりを図ります。
- ◆専門書を充実させるとともに県立図書館等との連携を深め、幅広いニーズに即した資料提供を行います。
- ◆紀の川市の情報や郷土資料、イベント映像等を放映するための大型モニターを設置します。
- ◆郷土資料の収集と充実に努め、デジタルアーカイブの検討をします。
- ◆利用者と図書館職員、利用者と利用者が繋がるコミュニケーションが広がる場の提供を検討します。
- ◆子育て世代が身近に感じ、親子で気軽に利用できる図書館運営を図ります。

Ⅱ．図書館サービスについて

図書館サービスとは、図書館が図書館利用者のニーズに応じて、必要な資料や情報を提供するために行っているサービスのことであり、その最も基本的なものは「閲覧」、「貸出」、「レファレンスサービス」であります。さらに、時代の変化に伴い多種多様なサービスの実施が望まれています。

また、充実したサービスを提供するうえで最も重要な要素は、専門知識と豊富な経験をもつ司書を配置することであり、職員の育成と充実は欠かすことのできないものです。

紀の川市においては、図書館基本計画ならびに子供読書活動推進計画の策定、図書館協議会の設立、図書館システムの再構築や、W i - F i 環境の整備、さらには感染症への対応として図書消毒機の設置、読書のバリアフリーを推進するためのオーディオブックの導入等、サービスの質の向上に努めてきました。

さらに、今後は、利用の減少が見られる地域へのサービスを重点的に模索し、移動図書館の運行や読書スペースの整備により、市内全域における読書活動の推進を図ります。

１．図書館基本サービスについて

図書館は、情報を提供する機能、教育的機能、さらに情報を保存する機能を合わせ持った施設です。多種多様な資料や情報を収集・保存し、それらをいつでも提供できるよう努めます。

（１）貸出、閲覧サービス

貸出サービスは、資料提供という図書館の本質的機能を最も素朴に実現したものであり、住民が図書館サービスを楽しむ最も基本的な活動です。

図書館では、常に新鮮で魅力的な幅広い分野の図書・資料を豊富に揃え、これらを提供していくサービスを展開していきます。

書架のレイアウトやサイン表示などに工夫を凝らし、わかりやすく見やすい書架、全体的に低い目線に配架し、日本十進分類法に基づきながらも利用者の利便性を第一に考えた棚づくりに努めます。

利用手続は簡単で、各地区公民館・各支所・移動図書館を連携させ貸出・返却ができるようにします。

(2) レファレンスサービス

レファレンスサービスとは、気軽に聞ける読書相談や読書案内、日常の暮らしの中で出会う様々な疑問、そして、調査・研究に関することなど、簡単な問い合わせや相談から調べものに関することまで幅広い分野で利用者の手助けをするサービスです。

利用者からの相談・調査・研究に対応するため、参考資料を揃え外部データを適時活用できる情報検索能力を磨き、司書がいつでもその相談に応じ、手助けができるよう体制を整えます。

(3) 予約、リクエストサービス

貸出中の資料を閲覧希望する利用者には、予約を受けるサービスを行います。また、図書館に所蔵しない資料のリクエストを受けた場合は、県立図書館など他の図書館と緊密な連携を取ることで可能な限り利用者に提供していきます。

(4) 図書検索サービス

図書館の蔵書データを検索することができる専用端末を館内に設置し、利用者が自分で資料の検索や貸出状況を確認し、資料予約が行えるようにします。

図書館外の施設またはインターネットからも資料の検索・予約が行えるサービスを提供します。

(5) 雑誌、新聞サービス（ブラウジングサービス）

ブラウジングとは、雑誌や新聞など気軽に読める資料を配架し、ソファ等でくつろぎながら読書することをいいます。

多様化する利用者のライフスタイル、趣味、娯楽などに対応する最新情報資料として新聞、雑誌を収集し、一定期間保存することで閲覧・貸出に供します。

(6) マルチメディアサービス

資料媒体の多様化に対応し、音楽や映像の資料としてCD、CD-ROM、DVD、ブルーレイ等の資料を収集・提供します。

読書バリアフリー法の趣旨に基づき、オーディオブックサービスを提供します。

(7) 郷土資料・行政資料サービス

後世に伝えていくべき郷土や文化財に関する資料の収集と保存に努めることは図書館の役割のひとつです。

歴史民俗資料館や県内の博物館、及び市民の研究団体などと連携し、まだ活用されていない郷土資料の収集に努め、それらを市民が利活用していけるように整備・保存していく必要があります。

保存に関しては画像や音声、映像でのデータ化にも積極的に取り組みながら、市民がより利用しやすい整備・保存に努めます。

2. あらゆる人々へのサービスについて

すべての市民が等しく図書館サービスを享受することができるよう、ひとつひとつのサービスの質の向上に努めるとともに、それらのサービスを市内全域に拡充させ個々のサービスが多方面に繋がる運営をめざします。

(1) 高齢者へのサービス

高齢者の方々が安心して利用できる施設づくりと、大活字図書などの健康上の衰えに配慮した資料の収集に努め、今まで図書館に縁の薄かった方々にも足を運んでいただき、図書館での出会い、交流によって生きがいを見つけ出す、魅力あるサービスに努めます。

(2) 乳幼児へのサービス

子供の頃に読書習慣をつけておくためには、乳幼児期から身近なところに本に触れる環境があり、本の世界に楽しみを感じられる経験を積むことが何より大切です。

次世代育成に寄与する図書館であるためにも、発達段階に応じて継続した読書活動を推進する「紀の川市子供読書活動推進計画」を見直し、子供に関わる関係機関との連携を深めながら、計画に基づいた読書環境づくりを推進します。

（３）青少年へのサービス

子供たちは、小学校を卒業する頃になると「読書離れ」が進み、次第に図書館から足が遠のいていくといわれています。反面、中高生になると図書館を試験や受験などの学習空間として利用する子供たちが多くなります。

図書館を利用しない子供たちや自習スペースとして利用する子供たちの興味をひく資料の収集に努め、自主的な活動を見守りながら、読書へのきっかけづくりをしていきます。

（４）支援が必要な方へのサービス

乳幼児やその保護者、子育て世代、高齢者、障がいのある方、外国の方など、その他特に配慮を必要とする方が図書館を円滑に利用できるよう、常にきめ細やかなサービスの拡充を図り、安全安心で、どこでも・だれでも利用できる環境を整えられるよう努めます。

支援が必要な方へのサービスについても、バリアフリー資料の充実や施設・設備面での配慮により、すべての人がすべてのサービスを当たり前を受けられるよう努めます。利用に際しては、貸出期間に配慮しています。

読書が困難な方へのサービスとして、朗読ＣＤに加えオーディオブックを導入し、Ｗｅｂコンテンツサービスの充実に努めます。さらに、大活字図書や点字図書も積極的に収集し、コミュニケーション支援ツールを導入します。

（５）図書館利用困難な方へのサービス

図書館が閉館した地域においては、各地区公民館や各支所と連携し、図書館蔵書検索端末の設置、資料の検索・予約・貸出・延長・返却を可能にしています。これらのサービスを継続し、さらに、直接来館することの難しい方へのサービスとして移動図書館の運行、蔵書拠点や読書スペースの整備を図ります。

（６）交流と憩いを求める方へのサービス

図書館とは、人と本、人と人の出会いをしかけ、人が滞在し交流が生まれるような居心地の良い空間づくりが必要です。コミュニティとしての機能を発揮するためには、会話ができる場、討論する場、気軽に飲食のとれる場等

が不可欠になります。市民の生活に密着し生涯学習活動とふれあう市民のコミュニティの場としての図書館づくりに努めます。

また同時に、くつろぎの場としての図書館づくりにも工夫を凝らし、ゆったりと過ごせる空間づくりも演出していきます。

(7) ボランティアの方々への支援サービス

専門技術や高い意識を持ったNPO法人や市民ボランティアの方への支援や協力は、児童、青少年、高齢者、障がいのある方など多様な利用者に対する新たな図書館サービスを充実させるうえで重要です。図書館では、各種団体やボランティアの方々の活動を支える資料提供などを推進していくとともに、連携・協働に努めます。

3. 図書館ネットワークサービスについて

市内全域に図書館サービスを提供するうえで、地域の学校や関係機関との連携を深めることは非常に重要な意味を持ちます。また、高度で専門的な図書館や各機関とのネットワークを確立することで、利用者のより深い調査研究活動の継続的な支援を行います。

(1) 小中学校との連携

学校は、地域によってその地区の文化拠点としても機能しており、地域の学校図書館の整備は小中学生の読書活動の推進において重要な役割を担います。

平成26年に学校図書館法が一部改正され、学校図書館への注目は高まっています。公共図書館においても、学校との連携を図り学校図書館の整備を支援していく必要があります。学校図書館と公共図書館の相互連携をより簡便に促進するための対策として、蔵書データの一元化や情報検索機能の強化を図ります。

また、学校との連携を強めることにより、現在の教育現場に必要な資料や子供たちのニーズを把握した資料の選書・収集における質の向上につなげます。

（２）高校との連携

高校図書館との連携を強化し、子供たちの継続した読書環境の整備を支援していくとともに、ビブリオバトルなどの図書を活用した高校生の主体的な活動を支援します。

また、高校図書館を拠点として、地域全体の読書活動を推進する取組を検討します。

（３）他図書館との連携

２館の市立図書館だけでは、収集可能な蔵書冊数や蔵書構成には限界があり、その蔵書だけではすべての市民の専門的な要望に応えることは容易ではありません。そこで、県立図書館や国立国会図書館、県内外の公共図書館、地域にある大学図書館などとの連携を深め、市民に対して専門性の高い資料の提供を可能にし、多面的にサービスを展開していきます。

（４）各関係機関との連携

図書館サービスを市内全域に展開できるよう各関係機関と連携し、図書館サービスの補完・向上を図ります。

各支所や各地区公民館を拠点とし、資料の予約・貸出・延長・返却が可能なシステムを継続し、さらに、移動図書館の実施や蔵書拠点の整備を図ることによってサービスポイントの拡大に努めます。

Ⅲ. 図書館管理運営体制について

1. 管理運営計画

開館時間・休館日について

市民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するとともに、各図書館の特色を考慮し、下記の開館時間・休館日とします。

	開館時間	休館日
河北図書館	平 日 9:30～19:00 土日祝 9:30～18:00	月 第4火
河南図書館	平 日 10:00～19:30 土日祝 10:00～18:00	木 第3火

2. 管理運営の組織体制

(1) 図書館職員構成について

効率的な図書館運営を進める第一条件として職員の適正配置と質の向上があげられます。より前向きな意識改革を図り、専門性の高い職員を育てることにより、市民が利用しやすくコミュニティの拠点ともなる図書館の実現へと近づきます。そのために、職員の専門性、接遇、意識については、継続した育成指導を行い、市民の目線に立った利用者サービスと、向上心をもった創意工夫のできる人材育成に努めます。

(2) 図書館協議会について

図書館法第14条は、図書館運営に市民の意見を反映するしくみとして「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」としており、図書館協議会は図書館の民主的な運営を図るという点で重要な役割を担っています。

平成31年に学識経験者、学校司書等で構成する図書館協議会を設立しました。今後も、市民参加を促進し図書館に寄せる市民の期待や意見を協議することで、より一層の市民目線の図書館運営に努めていきます。

(3) 資料の収集、提供について

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）」の中で、資料収集の基本的な考え方を次のように述べています。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

この基本的な考え方を踏まえ、紀の川市立図書館資料収集委員会において図書館資料の収集計画を立てていきます。

図書館の資料の収集については、あらゆる人々の知的欲求に応えるため、偏ることなく、出版される資料を各分野にわたり幅広く収集します。それは、特定の思想、信条、宗教にとらわれずさまざまなものを多面的に行います。また、除籍に関しても同様の方針をもち、特定の資料だけを除籍することのないようにします。

(4) 図書館事業について

市内全域に読書活動や利用促進を広げるためには、図書館が主体となり、「本との出会い」を仕掛ける必要があります。各世代をターゲットとした年間計画を立て、「図書館に行けば、何かがある」と利用者に思ってもらえるような企画を計画・実施していきます。

企画立案にあたっては、全年齢層が気軽に参加できるもの、子育て世代が親子で楽しめるもの、生活に直結するもの、専門家や絵本作家などの講演会や、趣味・実用的なワークショップなど多岐にわたり計画し、その後の読書活動や生涯学習活動につなげることができるよう、さらにはより人生を豊かにするきっかけづくりとなるような図書館ならではの事業を実施していきます。

また、乳幼児の成長過程における「絵本のちから」を鑑み、よみきかせやおはなし会を定期的かつ継続的に実施し、絵本を通じた親子のふれあいを支援しながら、「よみきかせ」から「ひとり読み」につながる子供の読書活動を積極的に推進します。

(5) 広報活動について

ホームページや紙媒体を利用し、図書館の取組や情報などを市民に向けて発信し、積極的な広報活動を展開していきます。

取組ごとのフィードバックを行い、効果的な広報活動に努めます。

3. 進行管理及び評価

図書館運営において、本基本計画の方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定し、事業計画を策定します。また、それらの計画に基づいた運営がなされているかを点検及び評価し、評価の結果に基づき、図書館運営の改善を図るよう努めます。

さらに、多様化する市民のニーズを的確に把握するため図書館アンケートを実施し、広く市民の声を聴くとともに図書館運営の工夫、改善を図るよう努めます。

第2次紀の川市立図書館基本計画

令和 年 月

発 行

紀の川市教育委員会

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

TEL 0736-77-2511 FAX 0736-77-0917

E-mail : k150400-001@city.kinokawa.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.kinokawa.lg.jp>